

景観アドバイザー派遣制度について（留意事項）

1 派遣対象

市町村，地域づくり団体，公共的団体及び県の機関に対して派遣します。
※ 公共性のない個人や企業等については，派遣の対象となりませんので，御了承ください。

2 派遣が可能な事例について

景観アドバイザーは，地域の特性を生かした景観づくりを支援するため，景観形成に係る助言・指導を行います。

（派遣が可能な事例）

- ・ 公共事業における景観への配慮等に関する助言
- ・ 商店街の景観に関するイメージ統一など，景観を生かしたまちづくり等に関する助言
- ・ 地域の植生を生かした景観づくりを図る観点から，植栽整備に関する助言
- ・ 地域の景観資源の保存方法や，イベントへの活用方法についての助言
- ・ 研修会等における景観形成の必要性等に関する講演
- ・ 地域づくりや景観づくりに係るシンポジウム等への派遣
- ・ 景観計画の策定についての助言
景観法の概要，景観計画策定までの具体的な進め方等について地域住民を対象にした，景観形成の必要性等に関する講演 等

- 景観アドバイザーの紹介や派遣実績，派遣要領，様式等については，鹿児島県HPに掲載しています。

「鹿児島県 景観アドバイザー派遣」でご検索ください。



3 備考

- ・ 5月中旬頃に景観アドバイザー会議を開催いたします。活動状況，受けたい助言の内容等を，景観アドバイザーに対して，説明していただく必要がありますので，必ず御出席ください（場所：鹿児島県庁又は鹿児島市内県有施設，オンライン参加可）。ネット環境等を理由に参加が難しい場合は，別途御相談ください。
4月下旬に，景観アドバイザー会議の開催案内をいたします。
- ・ 派遣後は，県総合政策部地域政策課が実施する「あなたが選ぶかごしま景観大賞（良好な景観の保全・創出に寄与している団体・個人を表彰します）」に御応募ください。ただし，県または市町村が実施するもの及び県の景観表彰事業に応募したことがあるものについては，応募不要です。